

審査基準

平成 1 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第13条第 2 項
処 分 概 要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第 3 項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申 請 先：警察本部交通部交通指導課駐車対策係
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話0952-24-1111 内線5155)
備 考：令和元年12月 3 日改訂